

平成21年度福島町議会定例会 4月会議議案説明資料

議案第1号関係	町税条例等の改正について……………	P 1
議案第2号関係	福島町国民健康保険税条例の一部改正について ……………	P 2
議案第3号関係	丸山団地町営住宅建設工事のうち建築主体工事 請負契約の締結について……………	P 3
議案第4号関係	火葬場建設工事のうち建築主体工事請負契約 の締結について……………	P 4
議案第5号関係	平成21年度福島町一般会計補正予算（第1号） （緊急雇用創出事業について）……………	P 5

福 島 町

議案第 1 号関係

町税条例等の一部改正について

1、提案理由について

地方税法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 9 号)が平成 21 年 3 月 27 日可決され、3 月 31 日付に公布されております。

これに伴い、町税条例(昭和 30 年福島町条例第 46 号)及び町税条例の一部を改正する条例(平成 20 年福島町条例第 11 号)の一部を改正しようとするものであります。

2、改正内容について

(1) 町民税関係 (個人町民税)

- ア 住宅ローン特別税額控除を新設し、所得税の控除残を住民税から控除する(町民税分は課税所得の 100 分 3)・・・(附則第 7 条の 3 の 2 関係)
- イ 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得における軽減税率期間を 1 年間延長・・・(改正附則第 10 項、第 19 項、第 24 項関係)

(2) 固定資産税関係

- ア 社会医療法人に係る非課税規定の新設・・・(第 58 条の 2 関係)
- イ 長期優良住宅の減額の認定通知書の提出・・・(附則第 10 条の 2 関係)
- ウ 評価替えによる宅地等に課する価格の特例の延長・・・(附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、附則第 13 条、附則第 15 条の 2、関係)

- (3) その他 住宅ローン特別税額控除や土地の評価替え等による条文の移動と参照先条項並びに文言を整理したものです。

3、施行期日等について

- (1) 公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 改正後の規定については、平成 21 年度以後の年度分について適用し、平成 20 年度分までについては、従前の例とする。
- (3) 施行期日における附則第 1 条 (第 1 号から 5 号)、第 2 条の町民税に関する経過措置及び第 3 条 (第 1 項から第 3 項まで) の固定資産税に関する経過措置に係る規定の施行については、それぞれに定める日から施行する。

議案第 2 号関係

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

1 提案理由について

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 21 政令第 21 号)が平成 21 年 2 月 12 日に、地方税法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 9 号)が平成 21 年 3 月 31 日にそれぞれ公布されております。

これに伴い、国民健康保険税の賦課における介護納付金賦課額の限度額を 1 万円引き上げ、また、上場株式等の配当所得や譲渡損失に係る課税の特例措置を講じる等の条文を整理するものであります。

2 改正内容について

1) 平成 21 年度課税分から介護納付金賦課額の限度額を「9 万円」から「10 万円」に 1 万円引き上げることによって、国民健康保険税の課税額総額は、「68 万円」から「69 万円」に改定……第 2 条第 4 項関係

2) 上場株式等に係る配当所得における課税特例措置の新設
……附則第 3 項関係

3) 上場株式等に係る譲渡損失の損失通算及び繰越控除における課税特例措置の新設……附則第 7 項関係

4) その他関連条文の整理

2 施行期日等について

(1) 公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、附則第 1 条第 1 号から第 3 号の規定は、それぞれの定める日から施行する。

(2) 改正後の規定は、平成 21 年度以後の国民健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。

議案第3号関係

入札状況調 (平成21年4月20日執行)

工事名	丸山団地町営住宅建設工事の内 建築主体工事		工 期	平成21年12月25日
工事概要	鉄筋コンクリート造2階建 1棟8戸(2LDK・4戸、3LDK・4戸) 延べ床面積		入札書比較価格	122,990,000円
	住宅部分	621.43㎡	予 定 価 格	129,139,500円
	屋外物置外 計	27.00㎡ 648.43㎡	※ 予定価格は、事前公表です。	
入札人住所	氏 名	入札金額	摘 要	
福島町字白符561 番地	北村・インテリア小笠原 ・土門特定建設工事共同 企業体	121,000,000円	入札書記載金額 121,000,000円 落札 消費税等相当額 6,050,000円 契約金額 127,050,000円	
福島町字三岳154 番地の21	金澤・松岡・澤田 特定建設工事共同企業体	122,700,000円		
福島町字白符520 番地	小鹿・古谷・柏崎 特定建設工事共同企業体	122,600,000円		

議案第4号関係

入札状況調 (平成21年4月20日執行)

工事名	火葬場建設工事の内 建築主体工事		工 期	平成21年12月25日
工事概要	鉄筋コンクリート造一部2階建		入札書比較価格	61,520,000円
	火葬場部分	299.44m ²	予 定 価 格	64,596,000円
	遺灰堂	7.03m ²		
	計	306.47m ²	※ 予定価格は、事前公表です。	
入札人住所	氏 名	入札金額	摘 要	
福島町字白符561番地	北村・インテリア小笠原 経常建設工事共同企業体	61,300,000円		
福島町字三岳154番地の21	金澤・古谷 経常建設工事共同企業体	61,000,000円	入札書記載金額 61,000,000円 落札 消費税等相当額 3,050,000円 契約金額 64,050,000円	
福島町字白符520番地	小鹿・松岡 経常建設工事共同企業体	61,200,000円		

議案第5号関係

緊急雇用創出推進事業について

1. 緊急雇用創出推進事業の経緯と目的

世界的な経済不況の影響を受け、わが国においても厳しい雇用情勢が続いております。このことから、失業者への雇用調整に対処するため、国では平成21年度から23年度までの3年間、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を創設しております。

交付を受けた北海道では、新たに「北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金」を設け、これを活用しながら各市町村が主体となって離職をされた失業者に対して、短期の雇用や就業機会を提供する等の事業を実施し、失業者の生活の安定を図ることを目的としています。

なお、補助金の交付対象となる事業は次のとおりですが、国又は道の補助金の交付を受けている事業や既存事業の振替と判断される事業は除かれます。

- ① 介護・福祉分野、② 子育て分野、③ 医療分野、④ 産業振興分野、
- ⑤ 情報通信分野、⑥ 観光分野、⑦ 環境分野、⑧ 農林漁業分野、
- ⑨ 治安・防災分野、⑩ 教育・文化分野、⑪ その他

2. 交付金交付限度額(見込)

平成21年度から23年度までの3年間	6,060千円
(うち平成21年度分)	2,399千円)

3. 事業計画の内容 別添のとおり

(1) 公共施設周辺・町有地の草刈、清掃、枝払い等の環境美化事業

事業の概要	町有地、公共施設周辺（墓地・役場庁舎・保育所・町営住宅、林道等）の環境美化及び安全確保のため、草刈・清掃等を行う。
事業予定期間 ＜契約・公募～確認検査＞	平成21年5月1日～9月15日 （業務期間：5月21日～8月12日のうち51日間）
国の分類	⑦環境分野
総事業費	1,831千円
うち交付対象額	1,830千円
備考	・失業者3人を51日間、延べ153日間の雇用 ・平成22～23年度の各年についても、同じ事業内容で計画

(2) 歴史的書類整理事業

事業の概要	町における歴史的書類保存（町広報や町勢要覧等の町刊行物や歴史的写真を整理し、今後進めなければならない電子データ化保存の基礎部分を構築）のため、臨時職員を雇用し整理する。
事業予定期間 ＜公募～支払＞	平成21年5月1日～10月9日 （業務期間：5月18日～9月30日のうち90日間）
国の分類	⑩教育・文化分野
総事業費	738千円
うち交付対象額	569千円
備考	・失業者1人を90日間雇用 ・臨時職員に係る補助対象期間は平成21年9月30日まで ・期末手当に係る賃金及び社会保険料は補助対象外